

町有地売却一般競争入札要領

1. 入札に参加する者に必要な資格

入札には、個人・法人を問わず参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、本入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から同項第 6 号までの規定に該当する者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の構成員等
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (4) 市・町税を滞納している者
- (5) その他町長が不相当と認めた者

2. 入札参加についての事前申込み

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。所定の書類に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加申込書（様式第 2 号）
 - イ 住民票（法人の場合は登記事項証明書の定款）
 - ウ 本籍地の市町村長が発行する身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）
 - エ 納税証明書（市・町税）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 池田町役場総務財政課
- (4) 提出期限 令和 2 年 10 月 15 日（木）午後 5 時 15 分まで（閉庁日は除く）
- (5) 入札参加申込み完了後
入札参加承諾書（様式第 3 号）を交付します。

3. 入札の場所及び日時

- (1) 入札日 令和 2 年 10 月 20 日（火）
- (2) 入札時間 午前 9 時から
- (3) 会場 開発センター 2 階会議室
- (4) 入札日に持参するもの
 - ア 入札書（様式第 4 号）
 - イ 入札用封筒
 - ウ 委任状（代理人の方が参加する場合のみ）

(5) 入札書の記入方法等

ア 入札参加申込書本人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入の上、申込者本人の印鑑を必ず押印してください。

イ 代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者（委任者）の住所、氏名又は名称及び代表者を記入の上、代理人の印鑑（代理人の方が委任状に押印した印鑑に限る）を必ず押印してください。

ウ 入札書に記載する金額は算用数字としてください。

エ 入札書に記載された金額の訂正はできません。

オ 入札用封筒には、その表面に物件番号及び物件の所在並びに入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を表記してください。

カ 入札書は入札用封筒に入れ、封入・封かんの上、入札箱に投入してください。

(6) 入札にあたっての留意事項

ア 入札は、1者以上の参加があった場合に執行します。

イ 入札執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

4. 落札者の決定方法

(1) 開札の結果、最低売却価格（予定価格）以上の入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価も入札が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

5. 契約の締結

落札者に対して、すべての入札が終了した後に契約手続きについての説明を行います。

6. 所有権の移転

(1) 落札物件は、売買代金が完納されたら速やかに所有権移転登記申請手続きを池田町が行います。

(2) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は落札者の負担となります。

(3) 登記完了日に本件土地を現状のまま乙に引渡します。

7. 利用制限

落札者は、売買物件の使用又は利用に当って、次の用に供してはいけません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5条に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の更正員等を含む。）の用

(3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

8. その他

- (1) この要領に定めるものの他、町有財産売却に係る入札・契約手続きについては、池田町普通財産処分事務取扱要綱、池田町財務規則の定めるところによります。
- (2) 物件の引き渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (4) 上下水道の加入手続き及び加入金の支払いなどは、すべて落札者において行っていただきます。
- (5) 売却財産に隠れた瑕疵があっても、池田町は担保責任を負いません。